

## 和歌山県立医科大学次期中期目標・計画策定について(案)

- 知事は、法人が達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)を定め、法人に指示する。(法25-1)
- 法人は、中期目標を達成するための計画(中期計画)を定め、知事の認可を受ける。(法26-1)

現行中期目標・計画期間が平成29年度末に終了するため、新たな目標・計画を策定

### 【現行中期目標・計画の課題】

- 法人の事業全般にわたり総花的に記載。
- 中期計画に、達成度を評価し得る形で、手段が明瞭に記載されていないため、評価が困難。達成度を検証・評価することができる指標が未設定。
- 評価後のフォローアップの徹底。

### 【見直しの観点】

- 次期中期目標・計画の策定に当たっては、現行中期目標・計画の課題及び国立大学・他の公立大学の動向等を踏まえ、以下のとおり見直しを行う。
  - ①目標・計画の重点化
  - ②中期計画に評価指標の設定
  - ③これまでの評価結果を踏まえた目標・計画の設定

- さらなる県施策の推進
- 重点化による特色ある法人事業の推進
- よりの確な評価の実現と、評価結果の効果的な反映

## 第2期(H24～H28)中期目標・計画・年度計画項目数

項目	項目数		
	中期目標	中期計画	年度計画
第2 教育研究の質の向上に関する目標	13	56	92
1 教育に関する目標	( 6)	(28)	(41)
2 研究に関する目標	( 2)	( 8)	(10)
3 附属病院に関する目標	( 3)	(15)	(33)
4 地域貢献に関する目標	( 1)	( 3)	( 5)
5 国際交流に関する目標	( 1)	( 2)	( 3)
第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標	3	6	7
第4 財務内容の改善に関する目標	3	6	13
第5 自ら行う点検及び評価並びに当該情報の提供に関する目標	2	2	3
第6 その他業務運営に関する目標	3	3	7
合計	24	73	122

※年度計画の項目数は、H24～H28までの5カ年間の平均項目数。

【参考】 第1期(H18～H23)中期目標・計画・年度計画項目数

合計	76	211	285
----	----	-----	-----

※年度計画の項目数は、H18～H23までの6カ年間の平均項目数。

# 次期中期目標・計画における検討項目(案)

県	県議会(各会派)の意見(※)
<p>【教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 薬学部設置・学部間連携</li> <li>○ 高度で専門的かつ総合的な人材の育成</li> <li>○ 人間教育の実施による倫理観をもった医療人の育成</li> <li>○ 高い国家試験合格率の維持</li> </ul> <p>【研究】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ がん等重点的取組分野における先進的・独創的研究の推進</li> <li>○ 外部資金獲得に向けた企業とのマッチングの更なる促進</li> <li>○ 健康課題解決のための臨床研究</li> </ul> <p>【附属病院】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ がん対策の推進</li> <li>○ 救急医療の強化</li> <li>○ 災害時医療の機能強化</li> <li>○ 紀北分院の経営改善</li> </ul> <p>【地域貢献】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 薬学部設置・学部間連携【再掲】</li> <li>○ 医師・看護師確保対策</li> <li>○ 地域医療の充実</li> <li>○ 地域医療構想を踏まえた公的病院・診療所との連携強化・支援</li> <li>○ 産官学連携の推進</li> </ul> <p>【運営・組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ コンプライアンスとガバナンスの強化</li> <li>○ 業務の効率化と財務内容の改善</li> <li>○ 診療経費抑制への取組の強化</li> <li>○ 教職員の人材育成</li> </ul>	<p>【教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 薬学部設置</li> <li>○ 医療人材の養成</li> <li>◇ 看護師不足</li> </ul> <p>【研究】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 再生医療の拠点</li> </ul> <p>【附属病院】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ がん対策の充実・強化(重粒子、陽子線治療)</li> <li>◇ 救急医療体制</li> <li>○ 災害医療対策</li> <li>○ 周産期医療の充実</li> <li>○ 認知症対策</li> <li>○ 難病・感染症対策</li> <li>◇ 臨床研修マッチング</li> </ul> <p>【地域貢献】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 薬学部設置【再掲】</li> <li>○ 医師確保(救急医療・産科・小児科・精神科)、医師派遣</li> <li>○ 地域医療の充実(ICTの活用など)</li> <li>○ 地域包括ケアシステムの充実</li> </ul> <p>【運営・組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ コンプライアンス遵守</li> <li>○ 看護職員の処遇改善、労働状況</li> <li>◇ 南海トラフ地震への備え、津波対策</li> </ul>

(※)「○」については、「和歌山県長期総合計画(平成29年度～平成38年度)」の策定過程において県議会(各会派)から出された意見 3  
「◇」については、平成24年度以降の県議会質問のうち和歌山県立医大にかかるもの(主なもの)

# 次期中期目標・計画における検討項目(案)(評価委員会意見①)

評価委員会 改善が求められた取組	評価委員会 提言
<p>【教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 留年者数の減少に向けた対策</li> <li>○ 国際学会発表数の減少</li> <li>○ 図書館の利便性の向上</li> <li>○ 保健看護学研究科の充足率の改善</li> <li>○ 教育面、診療面での教員の負担増への対策</li> </ul> <p>【研究】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 英語原著論文の減少</li> <li>○ 研究促進に向けた支援事業の効果検証</li> <li>○ 特許出願件数の減少</li> </ul> <p>【附属病院】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遠隔医療支援システムの活用</li> <li>○ 認知症にかかる公開講座等の参加者数の減少</li> </ul>	<p>【教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育、診療、研究が適切なバランスのもとに発展</li> <li>○ 学外実習対象施設での臨床実習の質の向上</li> <li>○ 海外施設での臨床実習参加学生の増加</li> <li>○ FDへの参加者増、回数増に向けた対策</li> <li>○ 基礎医学分野における研究体制の充実、研究者増</li> <li>○ 研究活動に対するより実践的な支援策の検討</li> <li>○ 入学早期での急性期医療にかかる研修の実施</li> <li>○ 保健看護学部卒業生の附属病院採用数の増加</li> <li>○ ケアマインド教育の一層の充実</li> <li>○ 医学研究科修士及び博士課程の定員充足率の改善</li> </ul> <p>【研究】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ トップレベルの研究者の獲得</li> <li>○ 科学研究費にかかわる評価体制の整備</li> </ul> <p>【附属病院】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ がん診療拠点病院としての貢献度の具体的な評価方法の構築、効果検証</li> <li>○ 他大学や研究施設との共同研究、産学連携の推進</li> <li>○ 紀北分院における適切な医師配置</li> <li>○ 腫瘍内科の標榜によるがん診療の質の向上</li> <li>○ 紀北分院の総合診療内科医養成拠点としての進展</li> <li>○ 小児医療センターにおける小児科と外科系診療科の協働</li> <li>○ 患者紹介率・逆紹介率を高める取組</li> <li>○ 予防医学の進展、慢性疾患への対応の充実</li> </ul>

## 次期中期目標・計画における検討項目(案)(評価委員会意見②)

評価委員会 改善が求められた取組	評価委員会 提言
<p>【地域貢献】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学生の海外留学者数</li> <li>○ 若手研究者の海外との人的交流者数</li> </ul> <p>【運営・組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事務等の効率化・合理化に向けた取組の設定</li> <li>○ 査定率の改善</li> <li>○ 科学研究費の採択件数、交付額の減少</li> <li>○ 後発医薬品の導入促進</li> <li>○ 医薬品値引率の改善</li> <li>○ 医薬材料比率の改善など医薬品購入に関わる経費の抑制</li> <li>○ 患者満足度調査及び外来待ち時間調査の毎年実施</li> <li>○ 紀北分院での待ち時間の改善</li> <li>○ 記者発表件数の増加、広報支援体制の充実</li> <li>○ 物理的・機能的耐用年数を考慮した投下資本の設定</li> <li>○ 学生の防災意識の向上</li> <li>○ 各種ハラスメントの実態把握</li> <li>○ 各種ハラスメントに組織全体で取り組む体制の構築</li> </ul>	<p>【地域貢献】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域医療支援センターの積極的な運用</li> <li>○ 国家プロジェクトを視野に入れた産学連携の取り組み</li> </ul> <p>【運営・組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ワークライフバランスにかかる各種制度の利用促進</li> <li>○ 女性の教職員の登用</li> <li>○ 医学部入学定員増なども踏まえた職員の適正配置</li> <li>○ インセンティブ制度の対象範囲の拡大</li> <li>○ 査定率の改善</li> </ul>

## 中期計画への数値目標 設定例(公立9大学)

	教育	研究	附属病院	地域貢献	運営・組織
4法人以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国家試験合格率</li> <li>・県内就職率</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・紹介率・逆紹介率</li> <li>・先進医療届出、承認件数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同研究数、受託研究数(額)</li> <li>・市民講座実施件数(受講者数)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争的資金申請件数</li> <li>・科研費等外部資金の獲得件数(金額)</li> </ul>
3法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定員充足率</li> <li>・留学生数(留学生比率)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・病床利用率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師配置、派遣件数</li> </ul>	
2法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共用試験合格率</li> <li>・カリキュラム・授業満足度</li> <li>・認定、専門看護師数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・論文数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高度救命救急センター受入数(率)</li> <li>・地域連携パス運用件数</li> <li>・患者満足度</li> <li>・平均在院日数</li> <li>・女性医師数(率)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携協定件数</li> <li>・海外協定締結校数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特許保有件数</li> <li>・特許出願件数</li> <li>・医薬材料比率</li> <li>・後発医薬品採用率(効果額)</li> </ul>
1法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学入試の志願者数(率)</li> <li>・奨学金の認知度</li> <li>・大学見学会実施回数、満足度</li> <li>・大学入試説明会参加者数</li> <li>・オープンキャンパス参加者数</li> <li>・高校訪問数・満足度</li> <li>・県内出身者比率</li> <li>・地域に貢献する医師の育成数</li> <li>・FD研修会参加率(回数)</li> <li>・基礎医学系教員数</li> <li>・学生支援内容の満足度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学会発表件数</li> <li>・治験受入件数</li> <li>・大型プロジェクト獲得件数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新入院患者数</li> <li>・年間延べ患者数</li> <li>・臨床研修マッチング率</li> <li>・看護師離職率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・HP情報発信件数</li> <li>・学生海外派遣者数</li> <li>・海外学術交流件数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・科研費未申請教員比率</li> <li>・学長配分研究費割合</li> <li>・病院収支改善額</li> <li>・年次有給休暇取得日数</li> <li>・研修回数(医療従事者、事務職員)</li> <li>・健康診断受診率</li> <li>・一般管理費比率</li> <li>・経常利益比率</li> <li>・自己収入比率</li> <li>・純資産比率</li> <li>・流動比率</li> <li>・人件費比率</li> <li>・エネルギー縮減率</li> </ul>

※奈良県立医科大学は、中期計画とともに中期目標にも数値目標を設定。

## 中期目標の項目数について(他大学との比較)

	教育	研究	附属病院	社会貢献等	法人運営等	合計
札幌医科大学	6	2	3	6	14	31
福島県立医科大学	17	5	11	7	13	53
京都府公立大学法人	24	11	12	14	29	90
奈良県立医科大学	15	10	24	11	6	66
横浜市立大学	8	4	8	2	16	38
名古屋市立大学	11	4	4	7	17	43
大阪市立大学	12	4	4	10	16	46
平均(7大学)	13	6	9	8	16	52

### 和歌山県立医科大学

	教育	研究	附属病院	社会貢献等	法人運営等	合計
現目標(第2期)	6	2	3	2	11	24
前目標(第1期)【参考】	29	8	15	7	17	76

他大学と比較して、半分程度の項目数

## 中期計画の項目数について(他大学との比較)

	教育	研究	附属病院	社会貢献等	法人運営等	合計
札幌医科大学	19	5	7	11	15	57
福島県立医科大学	43	9	22	21	32	127
京都府公立大学法人	29	13	14	8	31	95
奈良県立医科大学	13	8	19	6	5	51
横浜市立大学	18	5	13	19	24	79
名古屋市立大学	45	12	15	10	29	111
大阪市立大学	27	8	8	19	30	92
平均(7大学)	28	9	14	13	23	87

### 和歌山県立医科大学

	教育	研究	附属病院	社会貢献等	法人運営等	合計
現計画(第2期)	28	8	15	5	17	73
前計画(第1期)【参考】	72	22	41	22	54	211

他大学と、同程度の項目数



○公立大学法人和歌山県立医科大学 定款(抜粋)

(目的)

第1条 この公立大学法人は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)に基づき、大学を設置し、及びこれを管理することにより、医学及び保健看護学に関する学術の中心として、基礎的、総合的な知識と高度で専門的な学術を教授研究し、豊かな人間性と高邁な倫理観に富む資質の高い人材の育成を図り、地域医療の充実などの県民の期待に応えることによって、地域の発展に貢献し、人類の健康福祉の向上に寄与することを目的とする。

(業務の範囲)

第24条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 高度で先進的な医療を提供するとともに、地域の保健医療の充実発展に寄与する活動を行うこと。
- (3) 多様な医療従事者に対し研修や研究の機会を提供することにより高度で専門的な人材の育成を行うこと。
- (4) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (5) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者と連携して教育研究活動を行うこと。
- (6) 学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (7) 法人における教育研究成果の普及及び活用を通じ、地域社会及び国際社会の発展に寄与すること。
- (8) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

○地方独立行政法人法(抜粋)

(中期目標)

第25条

設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 略

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(中期計画)

第26条

地方独立行政法人は、前条第1項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 略

3 設立団体も長は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4～5 略

(中期目標等の特例)

第78条

公立大学法人に関する第25条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「3年以上5年以下の期間」とあり、及び同条第2項大1号中「前項の期間の範囲内」とあるのは、「6年間」とする。

2 略

3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。

4 略